毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年５月13日
水　曜　日

号　外(2)

目　　次

条　　例
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　1

条　　例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年５月13日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県条例第39号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「知事にあっては令和２年６月１日から同年11月８日まで、副知事にあっては同年６月１日から令和３年３月31日まで」に、「 100分の14」を「 100分の20」に、「 100分の９」を「 100分の10」に改める。

第２条から第４条までの規定中「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「令和２年６月１日から令和３年３月31日まで」に、「 100分の９」を「 100分の10」に改める。

附　則

この条例は、令和２年６月１日から施行する。

（人 事 課）

令和２年５月13日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番